

宮崎国際大学教職課程委員会規程

(趣旨)

第1条 宮崎国際大学教職課程委員会（以下「委員会」という。）は、全学的な教職課程のあり方に関する事項や教員免許状課程認定の申請に関する共通的事項等を審議・立案し、本学及び学部提案する。

(審議事項)

第2条 委員会は、本学における教員養成のために、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 全学的な教職課程のあり方に関する事項
- (2) 教員免許状課程認定の申請に関する共通的事項
- (3) 教職課程認定実地視察に関する事項
- (4) その他教職課程に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 国際教養学部学部長
- (3) 教育学部学部長
- (4) 学長補佐
- (5) 国際教養学部における教職課程の科目を担当する教員の中から1人
- (6) 教育学部における教職課程の科目を担当する教員の中から1人
- (7) 学生教職支援センター長
- (8) 学務部職員1人
- (9) その他学長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第(2)～(3)の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第3条(1)の委員をもって充て、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

2 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学務部において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が行うものとする。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。